

PPP/PFIの推進について

平成30年3月7日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン平成29年改定版

※**橙字**は主な改定事項

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度のフォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ**(優先的検討の更なる推進等)
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加**

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のある優先的検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に於いて、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的な推進 ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施 ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援 ○民間提案の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定 ・民間提案支援を平成29年度から実施 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
<p>公的不動産における官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充 ・遊休文教施設の利活用 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 		

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野	空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】 道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】 クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】
事業規模目標	21兆円(平成25～34年度の10年間) (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)
PDCAサイクル	毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

PPP/PFI推進アクションプランの各類型

PPP/PFIの概念図

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

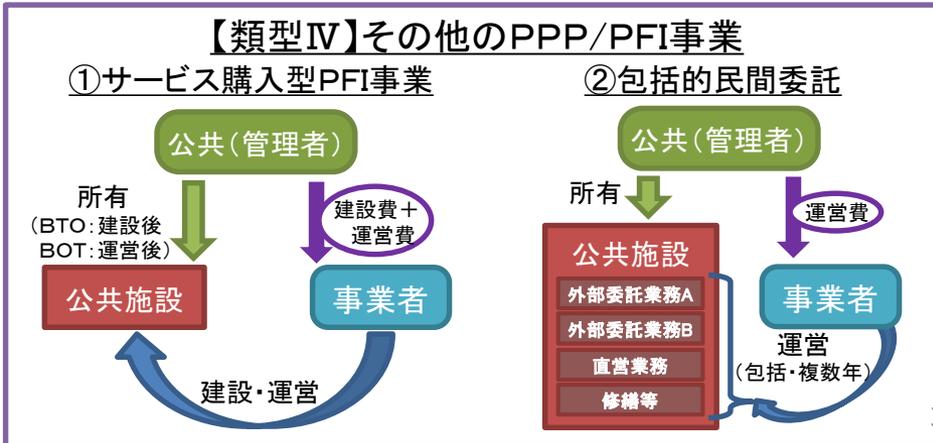
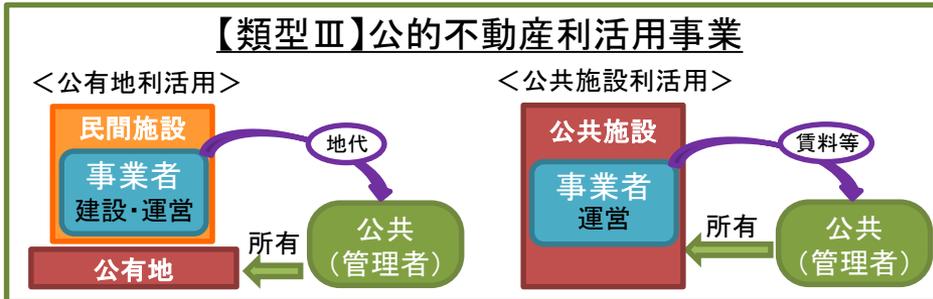
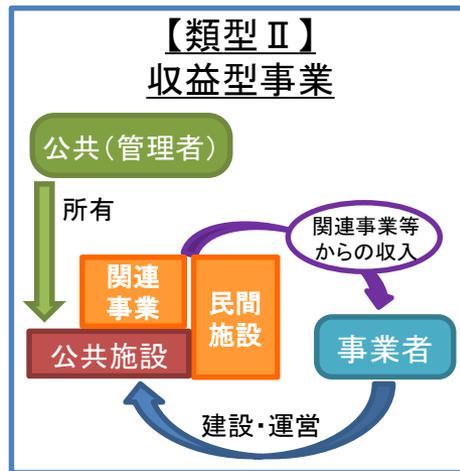
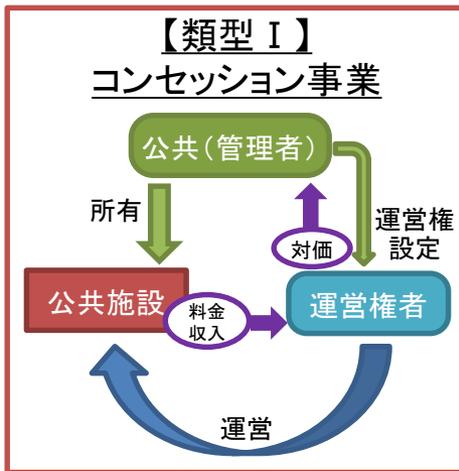
【類型Ⅰ】
公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

【類型Ⅱ】
収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

【類型Ⅳ】
その他のPPP/PFI事業
(①サービス購入型PFI事業)
(②包括的民間委託)

【類型Ⅲ】
公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

各類型のスキーム図 (※以下は、各類型の一例)



コンセッション事業等の重点分野の進捗状況

平成29年12月21日時点

空港

- 但馬空港** 平成27年1月から運営事業を実施中。
- 関西国際空港
大阪国際空港** 平成28年4月から運営事業を実施中。
- 仙台空港** 平成28年7月から運営事業を実施中。
- 神戸空港** 平成30年4月の事業開始に向け、平成29年9月に実施契約を締結。
- 高松空港** 平成30年4月の事業開始に向け、平成29年10月に実施契約を締結。
- 静岡空港** 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。
- 福岡空港** 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。
- 南紀白浜空港** 平成31年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施方針条例を制定。
- 鳥取空港** 平成30年7月の事業開始に向け、平成29年10月に実施方針条例を制定。
- 熊本空港** 平成32年4月頃の事業開始に向け、平成29年6月にマーケットサウンディングを開始。
- 北海道内7空港** 平成32年度の事業開始に向け、平成29年7月にマーケットサウンディングを開始。
- 広島空港** 平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。

道路

- 愛知県道路公社** 平成28年10月から運営事業を実施中。

水道

- 大阪市** 平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出したが、成立しなかった(検討継続中)。
- 奈良市** 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジェンスを実施(検討継続中)。
- 浜松市** 平成29年度にデューデリジェンスを実施。
- 伊豆の国市** 平成29年度にデューデリジェンスを実施。
- 宮城県** 平成29年度にデューデリジェンスを実施。
- 村田町** 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

下水道

- 浜松市** 平成30年4月の事業開始に向け、平成29年10月に実施契約を締結。
- 須崎市** 平成29年12月に実施方針条例を制定。
- 奈良市** 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジェンスを実施(検討継続中)。
- 三浦市** 平成28年12月に事業の調査・審議を行う審議会を設置する条例が公布。
- 宇部市** 平成29年度にデューデリジェンスを実施。
- 村田町** 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

文教施設

- 旧奈良監獄** 平成31年10月の史料館運営開始に向け、平成29年12月に実施契約を締結。
- (仮称)大阪新美術館** 平成29年11月にマーケットサウンディングを開始。
※文教施設を重点分野に設定する以前である平成27年7月から国立女性教育会館が運営事業を実施中。

公営住宅

※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

- 神戸市(東多聞台)** 平成28年12月に事業契約を締結。
- 池田市(石橋)** 平成29年6月に事業契約を締結。
- 岡山市(北長瀬)** 平成29年9月に事業契約を締結。
- 埼玉県(大宮植竹)** 平成29年5月に基本協定を締結。
- 東京都(北青山)** 平成29年6月に基本協定を締結。
- 京都市(八条)** 平成29年6月に入札公告を公表。
- 大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台)** 平成29年9月に入札公告を公表。
- 愛知県(東浦)** 平成29年12月に入札公告を公表。

MICE施設

- 横浜市** 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。
- 愛知県** 平成31年9月の事業開始に向け、平成29年12月に優先交渉権者を決定。

PPP/PFI推進に当たっての課題(概要)

PPP/PFI関係者が現在抱える課題をPFI推進委員会にて整理（平成29年12月）
⇒解決方策をPPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる予定

課題 1

PPP/PFI手法の有効性・必要性について、管理者等（主に地方公共団体）や住民間での共有が不十分

課題 2

管理者等がそれぞれの取組の段階に応じて自ら積極的にPPP/PFIに取り組むことができるような環境整備が不十分

- (1) PPP/PFI制度面に課題（法制度や優先的検討の仕組み、支援制度等）
- (2) 管理者等への啓発・教育に課題
- (3) 分かりやすい情報の横展開が不十分
- (4) 経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分

課題 3

新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が不十分

※詳細は次頁参照

【参考】PPP/PFI推進に当たっての課題(詳細)①

PPP/PFI推進に当たっての課題について 極めて厳しい財政状況の中、また今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で、効率かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資・アイデアの喚起による持続的な経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要である。政府としては、平成 29 年 6 月 9 日に PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）を定め、事業規模目標 21 兆円（平成 25 年度～34 年度の 10 年間）の達成に向けて推進に取り組んでおり、また前向きに取り組む公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）の数も足元では増えてきているものの、一方で未実施の管理者等（特に地方公共団体）も未だ多く存在しており、PPP/PFI が多くの地方公共団体に浸透したとは言えない状況である。このような認識の下、民間資金等活用事業推進委員会では、更なる推進に向けて現在の主な課題について以下の通り整理し、今後推進方策の検討を行うこととした。

1. 今後一層厳しくなる人口減少や財政状況により公共施設等の将来的な負担の増加が見込まれる中で、国・地方公共団体等が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法の有効性・必要性について、管理者等や住民で共有することが必要であるにも関わらず、必ずしも十分には共有されていない現状があり、例えば具体的な課題として以下の事項が挙げられる。
 - ①公共施設の更新・維持管理に関する負担等、将来的な課題が管理者等や住民で十分には共有されていない
 - ②管理者等が公共施設等の資産を保有しないことの意義と課題が管理者等や住民で十分には共有されていない
 - ③公共サービスの官民の役割分担やPPP/PFIの有効性・必要性が管理者等や住民で十分には共有されていない
 - ④他の地方公共団体と比較した自らの地方公共団体におけるPPP/PFIの実施状況の見える化が十分でない
2. 一層のPPP/PFI推進に当たっては、一定程度の実施実績がある事業分野の取組改善、まだ実施実績のない事業分野の裾野拡大が必要であり、さらに経験のない管理者等（特に地方公共団体）にも実施主体の裾野拡大がなされることが重要である。そのためには、管理者等がそれぞれの取組の段階に応じて自ら積極的にPPP/PFIに取り組むことができるような環境整備が必要であるが、現状として以下の課題がある。

(1) PPP/PFI制度面の課題

- ① PFI法をはじめとする法制度や優先的検討、支援制度の実効性・柔軟性に改善余地（PPP/PFI推進の障害事項の整理と対応、PFI手続きの簡素化、公的不動産利活用分野に関する検討等）
- ② PPP/PFI推進のインセンティブ施策の展開（特に進捗の芳しくない分野における集中的な展開）に改善余地
- ③ 助言機能の強化や案件調査の推進、各事業分野との連携に改善余地

(2) 管理者等への啓発・教育に課題

- ① 地方公共団体職員だけでなく、首長・議会も含めた理解の促進が必要
- ② 地域コア人材の育成が必要
- ③ 公務員全体に対する幅広い理解の促進が必要

(3) 分かりやすい情報の横展開が不十分

- ① 具体的な事例について、用語の統一に配慮しつつ分かりやすい方法で紹介（動画使用や成功団体の職員による説明等）する必要

※横展開すべき情報の例

- ・民間ならではの効果が発揮された具体事例（収益施設の設置による賑わい創出、公共サービスのイノベーション等）、取組のプロセス
- ・バランスシートへの影響
- ・海外も含めたモニタリング事例
- ・推進のための組織体制
- ・民間事業者が参画できなかった理由
- ・裾野拡大に向けて推進すべき事業モデル（混合型・価値創造型・広域共同利用型）
- ・コンセッション以外についても分野ごとの典型的な推進モデル

【参考】PPP/PFI推進に当たっての課題(詳細)②

2. (続き)

(4) 経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分

- ① それぞれの地方公共団体のPPP/PFIの経験値に応じた推進方策の検討が必要
- ② PPP/PFIの導入が進まない地方公共団体について、それぞれの地域の実情把握や進まない理由の分析が必要
- ③ 特に経験のない地方公共団体において、地元企業が能力を発揮できるような取り組みやすい事業や既に多くの成功事例が形成されている事業（サービス購入型事業等）の周知を図り、確実な実施を推進する取組が必要
- ④ 経験の少ない地方公共団体でも案件化を可能にするための人材の共有やノウハウの見える化が必要
- ⑤ 事業の特性や経験の蓄積に応じたPPP/PFI手続き（導入検討）の簡素化が必要

3. 一層のPPP/PFI推進に当たっては、新規の民間事業者・投資家を呼び込むことが必要であり、新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が必要であるが、現状として以下の課題がある。

(1) 全体的な環境整備について

- ① 民間事業者・投資家の参入意欲を刺激する取組（例えば情報のオープンデータ化推進や流動化対応、市場規模の見える化、民間事業者への負担軽減措置、参入阻害要因の改善等）が必要
- ② 専門人材（管理者等側コンサル、地方・中小企業を中心とする民間企業）の育成に改善余地
- ③ 地元企業や地域金融機関の一層の関与・協力を促す必要

(2) 個別事業の実施について

- ① 官民対話が十分になされていないケースが存在
- ② 官民のリスク分担が明確化されていないケースが存在
- ③ 適切でない契約条件（料金設定、本体・付帯事業の分離、民間事業者へのインセンティブ措置、設計変更に伴う費用調整等）により、最適な民間事業者が参画せず、潜在的な事業価値を毀損したケースが存在

以上

PFI推進委員会の今後の予定

第7回PFI推進委員会
(3月13日)にて説明予定

	PFI推進委員会	部会	
3月13日	第47回PFI推進委員会 委員長、各部会長・部会長代理の選任 事業推進部会の設置 PFI法・ガイドライン報告 アクションプラン改定の方向性		
3月22日		第12回計画部会 (前半)関係省庁より現アクションプラン進捗状況・新たに掲げる施策案を説明 内閣府より「PPP/PFI推進に当たっての課題」に対する対策案・改定概要案を説明 (後半)委員・専門委員より上記に対するご意見	
4月17日		第13回計画部会 アクションプラン改定案ver.1の提示 (前半)関係省庁より、委員・専門委員ご意見への対応案を説明 (後半)対応案に対するご意見	第1回事業推進部会 (4月頃から)
5月14日		第14回計画部会 アクションプラン改定案ver.2の審議	
5月21日	第48回PFI推進委員会 計画部会報告(アクションプラン改定案の審議) ※その後、PFI推進会議にて、改定案の決定		

※アクションプラン改定案の作成に当たっては、経済財政諮問会議、未来投資会議等と連携を図る。

PFI法改正法案

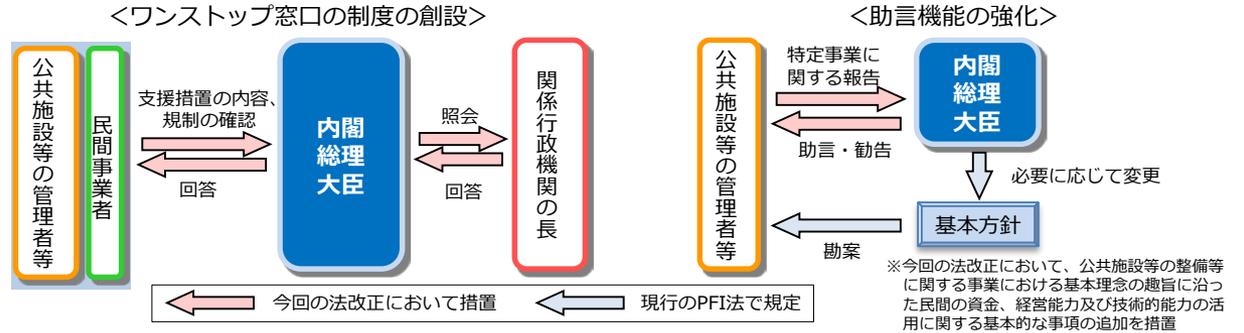
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

(1) 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



(2) 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度		指定管理者制度	
利用料金の設定	届出	承認	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要	条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

※国際会議場施設、音楽ホールなど

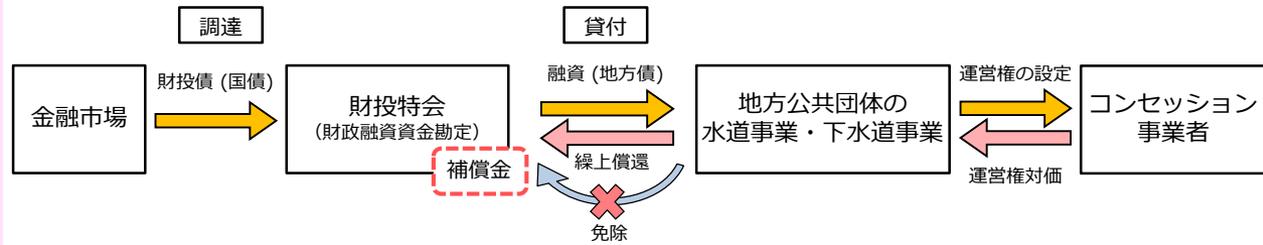
→ PFI法による特例

条例で地方公共団体が設定

(3) 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

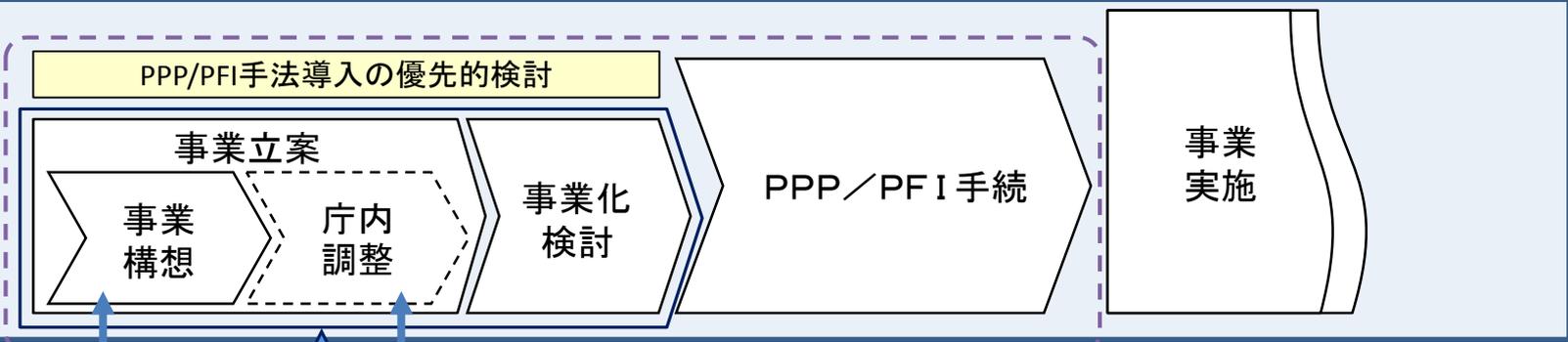
政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

(注) なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



平成30年度 PPP/PFI推進に資する支援措置(案)

事業の段階



②優先的検討規程運用支援
PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援

④新規案件形成支援
PPP/PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP/PFI案件の形成を支援

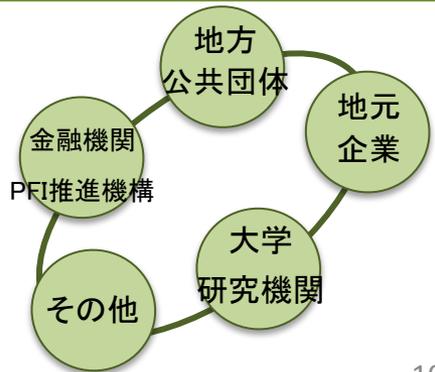
⑤高度専門家による課題検討支援
※コンセッション事業等
高度な知見を必要とするもの
コンセッション事業等を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

③民間提案活用支援
PPP/PFI事業の実施にあたり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

⑥PPP/PFI専門家派遣

⑦ワンストップ窓口

①地域プラットフォーム形成支援
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成や運営を支援
地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



①地域プラットフォーム形成支援

平成30年度募集要綱(案)概要

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成や運営を支援

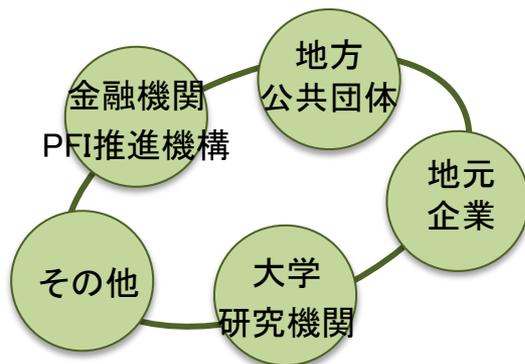
地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を合わせて実施

支援内容

■対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域
(複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援)

【地域プラットフォームイメージ】



主な取組: ○事例研究等を通じたノウハウ習得
○具体事業での官民対話
○異業種間のネットワーク形成
○具体の案件候補に関する情報提供
○民間提案の試行 等

■具体的な実施事項(例)

- コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの形成から支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート
 - ・構成員の決定、活動計画策定 の支援
 - ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成、等)
 - ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言
- 地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)について、事業の実現性を高めるための情報提供、助言を実施し、今後の方向性をとりまとめる。
 - ・プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
 - ・対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

■平成29年度の支援実績

相模原市	北國銀行等(石川県)
岐阜大学等(岐阜県)	百五銀行等(三重県)
京都府	宮崎県

②優先的検討規程運用支援

平成30年度募集要綱(案)概要

概要

PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程(優先的検討規程)を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援(平成30年度は地方公共団体の人口規模は問いません)

支援内容

■対象

庁内でPPP/PFI手法を検討する具体の事業があり、かつ、優先的検討規程を策定済み又は平成30年度末までに策定予定の地方公共団体(地方公共団体の人口規模は問わない)

■過年度の支援実績

【平成29年度】

米子市(鳥取県)

【平成28年度】

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市(福井県)

松本市(長野県)

富士市(静岡県)

■具体的な実施事項(例)

コンサルタントを地方公共団体に派遣し、助言や資料提供により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・優先的検討規程の策定に係る助言
- ・他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・優先的検討規程の運用方法に関する助言
- ・対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・対象事業の実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点等に関する情報提供 等

事業の段階



③民間提案活用支援

支援概要

PPP/PFI事業の実施に当たり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

支援内容

■支援対象

具体のPPP/PFI事業を検討しており、事業の実施にあたりPFI法に基づく民間提案制度の活用を予定する地方公共団体等

■実施概要

コンサルタントを地方公共団体等に派遣し、民間提案の公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

- ・提案公募要領の作成支援
- ・民間事業者への事前説明の支援
- ・提案の評価方法決定への助言
- ・提案の事業への具体的な活用方法の検討支援 等

■過年度の支援実績

大府市(愛知県) 【平成29年度】

民間提案の取組を一連で支援



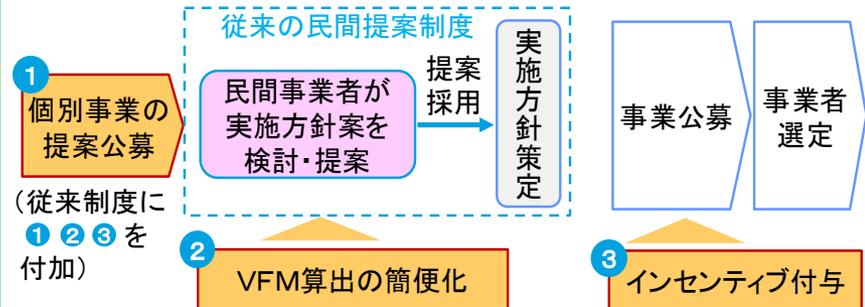
民間提案制度について

■PFI法(第6条)に基づく民間提案制度とは

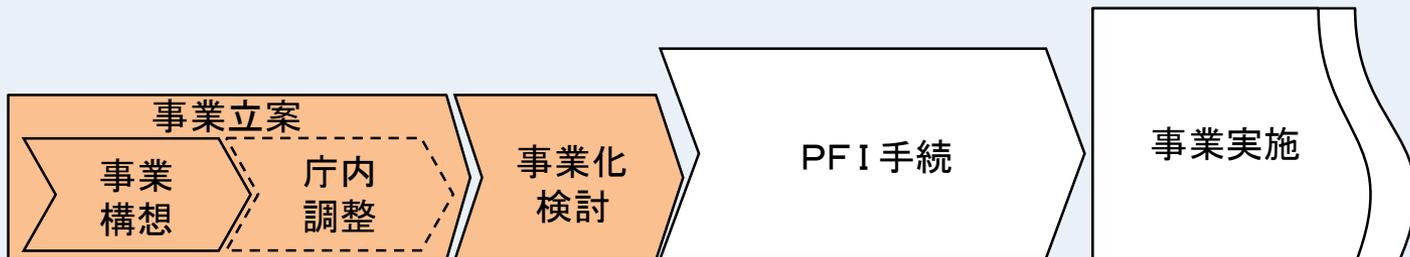
民間事業者の側から、公共施設等の管理者に対しPFI事業の実施方針を定めることを提案できる制度

■民間事業者に配慮した制度の活用

制度があまり活用されていない現状の課題を踏まえ民間事業者がより取り組みやすくなるよう、①個別事業の提案公募、②VFM算出の簡便化、③インセンティブ付与、の仕組みを付加した運用を実施



事業の段階



④新規案件形成支援

平成30年度募集要綱(案)概要

概要

PPP/PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP/PFI案件の形成を支援

支援内容

■対象

PPP/PFI手法を導入しようとする具体の事業があり、それに対し課題がある地方公共団体等

■過年度の支援実績

【平成29年度】

寒川町(神奈川県)

越谷市(埼玉県)

福山市(広島県)

【平成28年度】

佐倉市(千葉県)

塩尻市(長野県)

■具体的な実施事項(例)

コンサルタントを地方公共団体等に派遣し、以下の情報提供を通じ、PPP/PFI事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示

- 類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴
- 事業実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点
- 民間事業者の参入意向や参入する際の条件
- 収益化やバンドリング・広域化等の更なる財政負担削減の可能性やそれらに取り組む際の留意点

※ 上記の他、相談内容に応じ支援内容を追加

※ 導入可能性調査を行うものではなく、その前段階を支援することで導入可能性調査等への円滑な移行を目指すものです。

事業の段階



平成30年度募集要綱(案)概要 ⑤高度専門家による課題検討支援

概要

コンセッション事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

支援内容

■対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・コンセッション事業(公共施設等運営権制度を活用したPFI事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業)
- ・公的不動産利活用事業

■具体的な実施事項(例)

高度な専門的知識を有する専門家を地方公共団体等に派遣し、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、参考となる情報提供や解決方策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)に関する助言

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

過年度の支援実績

■支援対象

南伊豆町(静岡県) 【平成29年度】

■対象事業

広域廃棄物処理施設整備事業

- ・南伊豆町と隣接する下田市、松崎町の1市2町が使用する廃棄物処理施設を整備する計画
- ・南伊豆町がPFI手法(BOT方式)により廃棄物処理施設を建設し、下田市、松崎町が施設運営を担う民間事業者と直接委託契約を締結する新しい運営方式の導入を検討

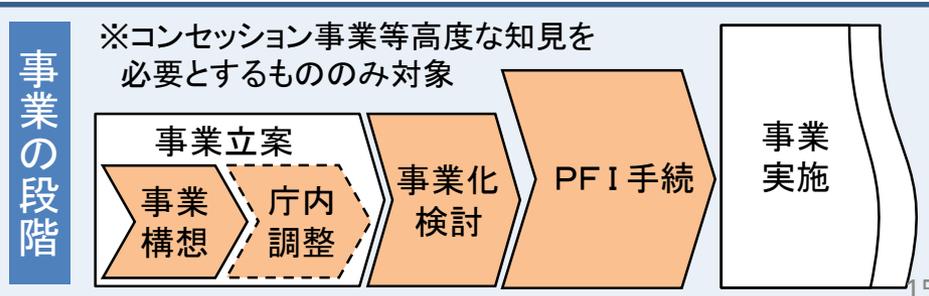
■支援対象

大阪市(大阪府) 【平成28年度】

■対象事業

(仮称)大阪新美術館の運営事業

- ・大阪市が新築整備する新美術館の運営について、コンセッション方式の導入を検討



⑥ 専門家派遣、⑦ ワンストップ窓口

PPP/PFI 専門家派遣

ワンストップ窓口

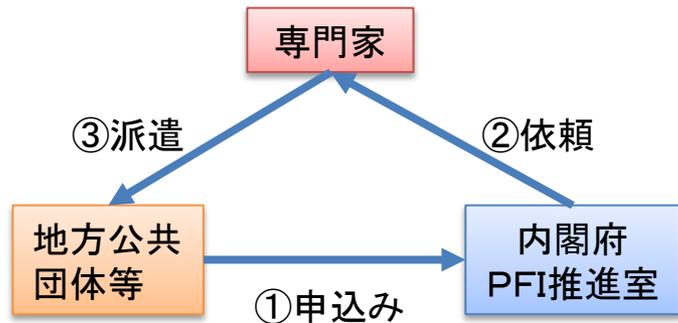
PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

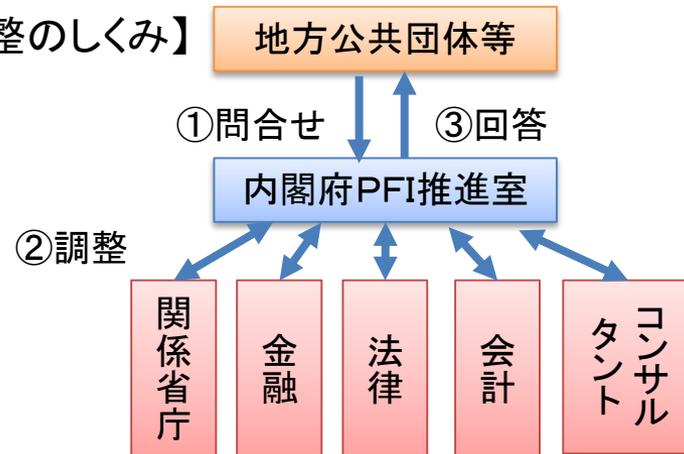
- 【概要】**
- 1回につき半日程度で派遣（複数回の派遣も可能）
 - 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
 - 派遣費用（謝金、旅費）は 全額、内閣府が負担
 - 派遣後も 内閣府職員が引き続き、取組をサポート
- 【主な内容】**
- PPP/PFI事業手法や事例紹介
 - PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
 - 実際の作業スケジュール、庁内体制

- 【概要】**
- 行政、金融、法律、会計、コンサルタント等、各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
 - H26年度実績 250件
H27年度実績 474件
H28年度実績 881件
- 【主な内容】**
- PFI法の考え方
 - PFI法と他法令の関係
 - 事例紹介

【派遣のしくみ】



【調整のしくみ】



内閣府による広報活動(政府インターネットテレビ)

政府インターネットテレビでPPP/PFIの取組について周知

○公共施設の老朽化や少子化による廃校等の状況を踏まえ、「官と民の連携」により効率的で質の高い公共サービスの提供が可能となるという観点から、PFIの解説や各種事例を紹介

- 福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の水道事業の事例
- 新潟県聖籠町の廃校のサッカーカレッジとしての活用事例
- 埼玉県さいたま市北区の区役所の事例 等

政府の動きや政府の重要政策を動画で紹介します。
政府インターネットテレビ [TOPへ戻る](#) [動画をご覧になるには](#) [よくある質問](#) [English](#)

番組検索 [検索](#) [+ カテゴリから選ぶ](#)

**徳光・木佐の知りたいニッポン～廃校がサッカーの専門学校に！
民間アイデア続々公共サービスの新しいかたち** [徳光&木佐](#)

番組一覧

- 徳光・木佐の知りたいニッポン～言葉の壁がなくなる！？ここまで進んだおもてなし (19分20秒)
- 徳光・木佐の知りたいニッポン～廃校がサッカーの専門学校に！民間アイデア続々公共サービスの新しいかたち

番組URL：<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg15910.html?t=141&a=1>